

連携室だより 第11号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。

在宅歯科医療連携室では、在宅療養や施設入所などで歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困り事の相談を受ける「歯科の往診ほっとライン」を設置しています。かかりつけ歯科医を持っていない、かかりつけ歯科医が訪問歯科診療を行っていないなど、依頼先に困るような場合もご利用ください。

「電話したらすぐ対応してもらい、歯科医師が往診してくれた」との声もいただいています。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00 *土日・祝日・年末年始は対応しておりません



八重滝の紅葉

連携室トピックス

平成30年度の介護報酬改定で、在宅療養における利用者の口腔に関する問題等については、訪問介護のサービス提供責任者が居宅介護支援事業所へ報告・情報共有することと明確化され、報告を受けた居宅介護支援事業所も必要な情報は医療機関へ伝達することが義務付けられました。

また施設系サービスであった口腔衛生管理体制加算が居宅系施設にも拡大するなど、要介護高齢者の口腔に関して様々な対策がされてきています。

最近、関心の高まっている要介護高齢者の低栄養・食支援対策、これに伴って必要となる口腔ケアも含め、要介護高齢者の食や口腔に関しては、歯科医師や歯科衛生士だけではなく、サービス関係者が連携して取り組むことが求められています。



在宅施設で療養中の方の口の中のことでお困りの際は まずは歯科の往診ホットラインにご相談を!!

対象者 **介護が必要で通院が困難な方**

相談者	患者さんご自身	家族	ケアマネジャー
相談員		訪問看護師	入所施設
病院		ヘルパー	歯科衛生士

相談内容

- 入れ歯が合わない、こわれた、痛みがある
- むし歯や歯周病による腫れや痛み
- 抜いたほうが良いようなグラグラの歯がある
- 専門的口腔ケアを受けたい
- 食事が食べにくい
- 退院後の歯科治療を希望 など



在宅歯科医療連携室

相談を受けて必要があればお住まいの地区近辺で
歯科訪問診療が可能な歯科医院に連絡をとります



歯科医療機関

歯科医院による歯科訪問診療の実施